

第1問 答案用紙

(企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	1 設問前段について
<p>甲会社は、払込金額が引受人に特に有利な金額であるときは、株主総会の特別決議(201条1項、199条2項、309条2項5号)が必要であるにもかかわらず、これを経ないで新株を発行しようとしているから、この新株発行手続きには「法令違反」(210条1号)がある。</p> <p>よって、Xは、不利益を受けるおそれがあるときは、これをやめさせるため、甲会社に対して新株発行差止請求権を行使できる。</p>	
2 設問後段について	
<p>効力発生(209条各号)の後に、Xが新株発行の無効を主張する方法は、訴えに限定されている(828条1項2号)。そこで、特別決議を経っていないことが無効原因となるか。</p> <p>この点については明文規定がないが、株式発行が効力を生じると多数の者が利害関係を有するから、取引の安全を考慮し、無効原因は重大な瑕疵に限定すべきである。そして、会社内部の手続違反にすぎない総会決議の有無は外部から察知しにくく、代表取締役が発行した以上、その信頼を保護する必要があるため、取引の安全を優先すべきである。一方、募集事項の公示(201条3項・4項)があったなら、株主には差止めの機会があったはずである。</p> <p>よって、重大な瑕疵がなく無効原因がない以上、Xは、新株発行の無効を主張できない。</p>	
問2	1 設問前段について
<p>経営陣を支持する株主の議決権割合を高める目的での新株発行は、「著しく不公正な方法により行われる場合」(210条2号)といえるか。</p> <p>新株発行の効力発生前は、取引の安全を考慮する必要はないから、差止事由は広く認めてよいし、株式発行は資金調達が目的である。そこで、「著しく不公正な方法により行われる場合」とは、取締役等が会社を支配することが株式発行の主要な目的である場合と考える。</p> <p>甲会社は経営陣を支持する株主の議決権割合を高めて会社を支配する目的で新株を発行しており、これは「著しく不公正な方法により行われる場合」にあたる。</p> <p>よって、Xは、不利益を受けるおそれがあるときは、これをやめさせるため、甲会社に対して、新株発行差止請求権を行使できる。</p>	
2 設問後段について	
<p>著しく不公正な方法による新株発行は差止事由になっている発行方法である(210条2号)が、募集株式の公示があったなら、株主に差止めの機会があったはずである。また、代表取締役が発行した以上、その信頼を保護する必要があるため、取引の安全を優先すべきである。</p> <p>よって、重大な瑕疵がなく無効原因がない以上、Xは、新株発行の無効を主張できない。</p>	

第2問 答案用紙 (企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	1 株主総会での取締役の解任
<p>まず、総会の普通決議で取締役Aを解任できる(339条1項、309条1項)。ただし、会社経営における取締役の地位の重要性を考慮し、解任決議にできるだけ多くの株主の意思を反映させるため、その定足数は定款によっても3分の1未満にすることはできない(普通決議の特則。341条)。</p> <p>また、総会が招集されない場合やAを解任する議題や議案が提出されない場合に備えて、多数株主に対しては、総会招集権・招集請求権(297条)や株主提案権(303条)が与えられている。</p>	
2 株主の請求による取締役の解任	
<p>取締役Aの職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、Aを解任する旨の議案が総会において否決されたとき、少数株主は、Aの解任の訴えを提起できる(854条1項)。多数派株主が選任した取締役の解任決議が多数派株主によって否決される事態を、少数株主に是正させる趣旨である。</p>	
問2	1 株主総会での会計監査人の解任
<p>総会普通決議での解任(339条1項)、総会招集権・招集請求権(297条)、株主提案権(303条)については、取締役の場合と同じであるが、以下の点で取締役の場合と異なっている。</p> <p>総会の定足数に関する普通決議の特則はない(309条1項)。会社経営上、会計監査人の地位には、取締役ほどの重要性がないためである。また、取締役が会計監査人Bの解任を総会の議題とするには、監査役会の同意が必要である(344条1項2号・3項)し、監査役会は、取締役に対し、Bの解任を総会の議題とすることを請求できる(344条2項2号・3項)。いずれも、会計監査人の独立性を確保するとともに、会計監査人と監査役の職務上の連携を保障する趣旨である。</p>	
2 監査役会による会計監査人の解任	
<p>取締役の場合と違って、会計監査人の場合は、株主の訴えで解任できるという規定はない。会計監査人の不正行為などに対しては、監査役会による解任で対処する趣旨である。すなわち、会計監査人Bが職務上の義務違反や職務懈怠などの事由に該当するときは、監査役全員の同意によって監査役会がBを解任できる(340条1項・2項・4項)。これは、会計監査人の地位の独立性を確保するとともに、会計監査人を置くような大会社では、会社経営上の地位が取締役より劣る会計監査人の解任のためだけに臨時総会を招集することは、費用に見合わないことに配慮したものである。</p>	